特記仕様書

（適用範囲）

第１条　本仕様書は、「令和８年度　別府市公設地方卸売市場再整備等基本方針策定支援業務委託」（以下、本業務という。）に適用する。

２　本業務は、本仕様書の他に、契約書、関係法令、関係書類等に基づいて実施するものとする。

３　本業務の内容等は、別紙のとおりとする。

（管理技術者）

第２条　受注者は、本業務の実施にあたり、管理技術者１ 人を選任するものとする。

２　配置予定の管理技術者は、受注者と契約締結日以前に３箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であって、次に掲げる条件を満たすものとする。 「国、地方公共団体、又はこれに準ずる機関における「卸売市場再整備」若しくは「PPP/PFI等の手法を用いた公有財産（跡地）利活用」に係る基本方針策定、基本計画策定若しくはこれらと同種・類似業務の履行実績を有する者。

（届け出等）

第３条 受注者は、本業務に先立ち、業務計画書、管理技術者選任通知書、業務工程表等の関係書類を調査職員に提出し、承認を得るものとする。

（法令等の遵守）

第４条 受注者は、本業務の実施にあたり、法令、条例、仕様書等を遵守し円滑な進捗を図るものとする。

（資料の貸与）

第５条 受注者が本業務を実施する上で、市が所有する行政資料、提供データ等の交付、又は貸与を受ける必要がある場合には、所定の手続きにより請求するものとする。

（疑義）

第６条 受注者は、本仕様書に明示されていない事項、あるいは作業過程において疑義が生じた場合には、調査職員と協議の上、円滑に作業を進めるものとする。

（機密保持）

第７条 受注者は、本業務に関して知り得た情報を他人へ漏らしたり又は利用したりしてはならない。

（暴力団関係者等による不当介入の排除対策）

第８条 受注者は、本業務の実施にあたって、暴力団関係者等から不当介入を受けた場合には拒否するとともに、発注者に報告し、かつ所轄の警察署に届け出なければならない。また、下請業者等に対しても同様の対応を行うよう周知徹底すること。